

抗菌薬適正使用支援チーム（AST）設置要綱

（平成 29 年 10 月 27 日 病院事業管理者決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、仙台市立病院抗菌薬適正使用支援チーム(以下「AST」という。)の組織及び運営に関し必要事項を定めるものとする。

（所管事項）

第 2 条 AST の主な業務は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 抗菌薬治療の最適化のために、広域抗菌薬・抗 MRSA 薬等使用患者や血液培養陽性者等に対して抗菌薬の種類や用法・用量（PK-PD，TDM），治療期間が適切かをモニタリングし，必要時，抗菌薬ラウンドまたは主治医への助言を行う。
- (2) 起因菌を特定するために，患者検体の適切な採取方法を推進する。
- (3) 抗菌薬の使用状況（AUD、DOT など）や血液培養複数セット採取率・汚染菌検出率、耐性菌発生率等サーベイランスを行い，抗菌薬曝露による耐性菌化の抑止（選択圧の低減）に努める。
- (4) 月 1 回程度，AST 介入状況および第 3 項のサーベイランス結果を AST 会議および院内感染防止対策委員会で報告する。
- (5) 最新の情報を職員へ提供するとともに，少なくとも年 2 回の院内研修を実施し、教育・啓発を行う。
- (6) 抗菌薬適正使用マニュアルとアンチバイオグラムの見直しを定期的に行い，その活用法について啓蒙する。
- (7) 院内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について使用中止を提案する。
- (8) 感染防止対策加算 1 及び 2 の連携医療機関において、抗菌薬適正使用の推進に関する相談に応じる。

（組織）

第 3 条 AST のメンバーは以下の職種による構成員を基本とし，ICT との兼任を妨げず，病院長が選任する。

- (1) 感染症内科医師
 - (2) 臨床検査技師
 - (3) 薬剤師
 - (4) 感染管理認定看護師（Infection Control Nurse）
 - (5) その他感染対策に関連のある職種
- 2 前項第 1 号に掲げるものを責任者とする。
- 3 会議の開催は，原則，毎月 1 回開催する。ただし，必要に応じ臨時に開催することができる。また，ICT 会議との合同開催とすることができる。

（事務局の設置）

第 4 条 事務局は経営管理部医療安全管理課感染対策室に置くものとする。

（実施細目）

第 5 条 この要綱の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。